

浄化槽保守点検業登録申請書

令和 年 月 日		
(あて先) 横 須 賀 市 長		
申請者 住 所 氏 名		
登 録 の 種 類	新規 ・ 更新	
住 所	電話	
(ふりがな) 氏名又は名称		
法人にあっては (ふりがな) 代表者の氏名		
営 業 所	名 称	所 在 地
		電話
		電話

(ふりがな) 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名		
営業所ごとに置かれる浄化槽管理士の氏名及び その者が交付を受けた浄化槽管理士免状の交付番号		
営業所の名称	(ふりがな) 氏 名	免状の交付番号

(事務処理欄)

申請内容確認	登録通知 年 月 日
登録申請手数料納付 年 月 日	登録番号 第 号
立入検査 年 月 日	登録 年 月 日
検査員	
登録簿作成 年 月 日	備考

添付書類

浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則第1条第2項に規定する図書

誓 約 書

浄化槽保守点検業者、その役員及び法定代理人は、横須賀市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第5条第1項第1号から第7号までに該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

申請者

横 須 賀 市 長 上 地 克 明 様

※押印または署名が必要です。

保守点検機具一覧表

営業所名

令和 年 月 日現在

番号	器具名	数量	備考
1	水平器		
2	溶存酸素測定器具		
3	残留塩素測定器具		
4	汚泥沈殿率測定器具		
5	スカム厚測定器具		
6	汚泥厚測定器具		
7	テスター又は絶縁抵抗測定器具		
8	照明器具		
9	温度計		
10	透視度計		
11	水素イオン濃度測定器具		
12	亜硝酸イオン測定器具		
13	塩素イオン濃度測定器具		
14	工具一式		
15	水中ポンプ		
16	スクリーンかす掻き落とし用器具		
17			
18			
19			
20			

従 業 者 名 簿

番号	氏名	浄化槽管理士免状交付番号 及び交付年月日 ※1	備考 ※2
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			

※1 浄化槽管理士の資格を有しない従事者は、空欄とする。

※2 営業所が複数ある場合には、営業所名を記入する。

浄化槽保守点検業者（新規・更新）登録手続きについて（横須賀市）

本市において保守点検業を営もうとする場合は、新規は条例第2条第1項、更新は条例第2条第3項の規定により、市長の登録を受けなければなりません。

昭和61年1月1日に施行した「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」（以下「条例」という。）に基づき、保守点検業者登録の有効期間は、登録の日から5年となっています。

以下に、登録の申請方法について説明してありますので、お読みのうえ申請を行ってください。

1 登録申請

(1) 浄化槽保守点検業登録申請書の提出（条例第3条、施行規則第1条）

浄化槽保守点検業を営もうとするときは、浄化槽保守点検業登録申請書①に必要な事項を記入し、次の図書を添付して資源循環部 廃棄物対策課 浄化槽係に提出してください。（手数料の納付確認を行うため、来庁し提出してください。）

なお、**誓約書②には押印または署名が必要**となります。

（添付図書）

- (1) 個人の場合は本人の住民票の写し、法人の場合は履歴事項全部証明書（原本）
- (2) 浄化槽管理士免状の写し（A4版に縮小コピー可）
- (3) 誓約書……②（押印または署名が必要）
- (4) 保守点検器具一覧表……③（器具の写真を添付）
- (5) 浄化槽保守点検事業実績表……④
- (6) 主たる事務所の案内図
- (7) 営業所の案内図（営業所に設置してある看板等の写真を添付）
- (8) 従業者名簿……⑤
- (9) 研修計画書（任意の様式）*記載内容は後述
- (10) 研修受講証明書の写し（前回申請に(9)を提出している場合に限り必要）
- (11) 保守点検記録票
- (12) 保守点検に関する図書（料金表・契約書・パンフレット等）
- (13) 登録通知書の写し（更新に限り必要。現在の登録有効期限が載っているもの）

注1 住民票の写し、履歴事項全部証明書は**3ヶ月以内に発行されたもの**に限ります。

注2 申請書・添付図書は、日本工業規格のA4版。A4版より大きい添付図書（浄化槽管理士免状の写し等）は、A4版に縮小コピーするか、折り込み提出してください。

(2) 手数料の納付（条例第13条）

登録申請の際、**1件につき32,000円**の登録申請手数料を納付していただきます。

（受付から受付完了までは納付書作成等で30分程かかる見込みです。）

営業所への立入り

申請書類を審査後（申請日以降）、営業所へ立入り、次の事項を確認させていただきます。

(1) 営業所の設置（条例第9条第1項）

本市に営業所が現にあるかを確認します。営業所の表示（看板等）を明確にしておいてください。

(2) 専任の浄化槽管理士（条例第9条第1項）

営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置くことになっています。立入りの際は、この専任浄化槽管理士が立会うようにしてください。

(3) 器具の備え付け（条例第9条第2項、施行規則第7条別表）

営業所には、保守点検が適正に行えるよう、次の器具が備え付けられていなければなりません。立入りの際に器具を確認しますので整理しておいてください。

(備える器具)

- (1) 水平器
- (2) 溶存酸素測定器具
- (3) 残留塩素測定器具
- (4) 汚泥沈殿率測定器具
- (5) スカム厚測定器具
- (6) 汚泥厚測定器具
- (7) テスター又は絶縁抵抗測定器具
- (8) 照明器具
- (9) 温度計
- (10) 透視度計
- (11) 水素イオン濃度測定器具
- (12) 亜硝酸イオン測定器具
- (13) 塩素イオン濃度測定器具
- (14) 工具一式
- (15) 水中ポンプ
- (16) スクリーンかす搔き落とし器具
- (17) その他保守点検を実施する上で必要な器具

(4) 帳簿の備え付け(条例第10条第5号) *3年分確認します。(新規登録は確認不要)

営業所には、浄化槽保守点検業務に関する帳簿を備え、その帳簿の閉鎖の日(各事業年度の末日)から3年間保存しなければなりません。立入りの際は事業年度ごとに次の事項が記載されていることを確認しますので、整理しておいてください。

(施行規則第9条第1項で定める事項)

- (1) 浄化槽管理者の住所及び氏名(法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
- (2) 浄化槽の設置場所、建物の名称及び用途

- (3) 浄化槽の処理方式及び処理対象人員
- (4) 保守点検年月日
- (5) 保守点検の内容
- (6) 保守点検を行った浄化槽管理士の氏名

2 登録通知書の交付(条例第4条)

書類審査・営業所の立入り調査の結果、登録要件に適合している場合は「浄化槽保守点検業登録通知書」を交付します。交付に際しては、事前に交付日をお知らせしますので、資源循環部廃棄物対策課までお越してください。

(郵送を希望される場合は、浄化槽保守点検業登録申請書提出の際に、返信用封筒に必要な金額の切手を貼り、提出ください。)

参考

- (1) 研修計画書(任意の様式)の記載内容
 - ・見出し「研修計画書」
 - ・会社名
 - ・浄化槽管理士の氏名
 - ・受講予定年度

【事務担当】 横須賀市役所 環境部 廃棄物対策課 浄化槽係

住所： 〒238-8550 横須賀市小川町 11 番地

TEL： 046-822-8458

FAX： 046-823-0865